

市民課パートタイム会計年度任用職員 勤務条件

区分	勤務条件等	
身分	いわき市パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条第1項第1号）	
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※ 任用後1か月間は勤務成績により雇用解除あり（条件付雇用）	
再度の任用の有無	あり	再度の任用は2回まで適用することができる ただし、勤務評価及び定数等により再度の任用とならない場合あり
勤務日数等	毎週月曜日～金曜日（週5日勤務） 勤務時間：8時30分～15時（うち休憩時間60分）	
週休日等	毎週土曜・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～翌1月3日）	
年次休暇等	年次有給休暇：任用期間により最大20日付与 その他休暇（有給・無給休暇）あり	
給与	日額 6,740円（令和8年4月1日採用者予定額）	
給与昇給の有無	なし	
期末手当	あり	条例の定めにより支給
通勤手当	あり	住所地から勤務地まで片道2km以上の場合条例の定めにより支給
超過勤務の有無	なし	
退職手当	なし	
社会保険	あり	福島県市町村職員共済組合に短期組合員として加入（本人負担あり） ただし、短期組合員としての加入となる。
雇用保険	あり	
その他	1 服務にあたり、地方公務員法第30条から第38条の規定が適用される。 2 地方公務員法第29条の各号に該当する行為をした場合、懲戒処分として戒告・減給・停職または免職の処分を受ける。	